

屋外広告物の適正な表示の推進に向けた取組

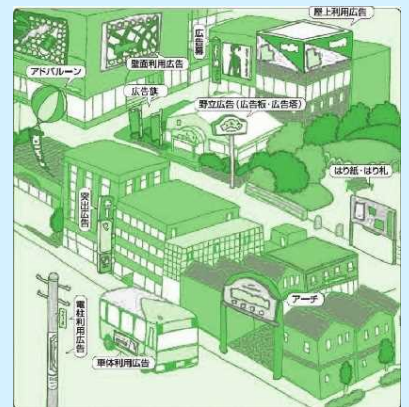
ー屋外広告物適正表示推進月間（7月）及び屋外広告物美化協調月間（9月）についてー

■屋外広告物とは

- ・ **屋外広告物**とは、常時又は一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示されるものであって、看板や物件等に表示されるものをいいます。

例：野立看板（ロードサイン）、ビル看板、はり紙

- ・ 屋外広告物は、情報伝達や賑わい創出に寄与する反面、**無秩序に表示されると都市や自然の景観を阻害する**ことから、県では、条例により、屋外広告物に関する**基準（面積、高さ、色彩、表示を禁止する地域・物件等）**を定めています。



屋外広告物の例

■屋外広告物適正表示推進月間（7月）及び屋外広告物美化協調月間（9月）における取組

- ・ 毎年7月と9月を標記月間として定め、下記のような取組を重点的に実施し、**屋外広告物の適正な表示の推進**を図っています。

（1）違反広告物の是正指導

【取組内容】

条例に違反した屋外広告物を表示する者に対して、是正（撤去や改修）するよう**指導**を行う。

【令和5年度の成果】

両月間の期間中、県内全域で計**332件**の是正指導を実施。



基準以上に鮮やかな色を使用している野立看板

（2）簡易除却

【取組内容】

条例に違反した屋外広告物のうち、はり紙等の簡易なものについて、自治体自らまたはボランティア等と協力して**除却**を行う。

【令和5年度の成果】

両月間の期間中、県内全域で計**757件**の簡易除却を実施。



広告物の掲出が禁止されている電柱に貼り付けられているはり紙

（3）広報・啓発

【取組内容】

県民・広告主・屋外広告業者等に対し、屋外広告物に係る**制度の周知**を図るとともに、法令の遵守について理解と協力を求める。

【令和5年度の成果】

各自治体において、**各広報媒体（広報誌、ホームページ、SNS）を活用した広報活動や、商工会議所へのチラシの配布等を実施。**